

2025年度 企画研修

新任職員を迎える時期だからこそ、就業環境の再点検 職場のハラスメント～パワハラ～【講義】

▽日時／2026年3月13日(金) 10:00～12:00
(受付 9:30～)

▽会場／千葉市社会福祉研修センター研修室
(千葉市ハーモニープラザ B棟2階)

▽募集定員／24名

▽受講資格／市内福祉施設・事業所の労務担当職員 等

▽受講料／無料

▽申込方法／指定申込用紙に必要事項をご記入の上、FAX・メールにてお申し込みください。
HP からもお申込可能です。

【定員到達次第締め切りとなりますので予めご了承ください】

研修のねらい

2020年6月に施行されたパワハラ防止法は、2022年4月より中小企業にも適用され、すべての企業がパワーハラスメント対策に取り組むことが義務付けられました。

これに合わせて、パワハラ相談件数は、2020年から2023年の間に3倍以上に増加している(※1)ことはご存じでしょうか。

これは、法整備により相談体制が整い、職場でのトラブルが顕在化してきたことと併せて、働く人々の権利意識の高まりと、職場環境の改善が企業規模を問わず重要課題として認識されてきた表れでもあるといわれております。

新任職員を迎えるこの時期だからこそ、パワハラに関して抑えるべき知識を再確認し、事業体として取り組める防止策等を再点検する機会にしてください。

プログラム(予定)

1 パワハラの定義

パワハラの3要素

パワハラにおける典型パターン

2 職場におけるパワハラの現状と課題

3 事業体として求められるパワハラ防止措置

4 事例を通じて確認したい取り組みやすいパワハラ対策

主催 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

千葉市社会福祉研修センター <http://www.chiba-shakyo.jp/kc/>

TEL 043(209)8841 FAX 043(312)2943 担当 山村